

海岸の保全・利用に関する行政評価・監視の局長通知に伴う改善措置状況（その後）の概要

〔調査の実施時期等〕

- | | |
|----------|---------------------------|
| 1 実施時期 | 平成13年8月～14年12月 |
| 2 調査対象機関 | 農林水産省、国土交通省、都道府県(13)、市町村等 |

〔通知日及び通知先〕 平成14年12月2日 農林水産省及び国土交通省に対し局長通知

〔回答年月日〕 平成15年9月10日 農林水産省
平成15年9月19日 国土交通省

〔その後の改善措置状況に係る回答年月日〕 平成20年3月26日 農林水産省
平成20年3月28日 国土交通省

〔行政評価・監視の背景事情等〕

- 我が国は四方を海に囲まれ入り組んだ複雑な海岸線を有しており、海岸線の延長は約3万5,000キロメートル。海岸の背後地には多くの人口、産業、道路交通網等が集積し、高潮、津波又は侵食から海岸を防護することが必要。このため、海岸保全区域を指定し、海岸保全施設（堤防、護岸、突堤等）の整備・管理が必要
- 総務省は、昭和62年8月「海岸の保全・利用に関する行政監察」結果に基づき、海岸保全区域の指定及び海岸保全施設の整備の適切な実施、海岸保全施設の管理的確化等について、海岸法（昭和31年法律第101号）を所管する農林水産省（農村振興局及び水産庁）及び国土交通省（河川局及び港湾局）（以下「海岸所管省庁」という。なお、昭和62年当時の海岸所管省庁は農林水産省、運輸省及び建設省）に対し勧告
- この行政評価・監視は、海岸行政の効果的・効率的な実施を推進する観点から、海岸保全区域の管理状況、海岸事業の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

主 な 通 知 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>1 海岸保全区域の指定・管理の的確化 (1) 海岸保全区域の見直し等</p> <p>海岸保全区域の指定の的確化等を図る観点から、以下の措置を講じる必要がある。</p> <p>① 海岸保全区域について、海岸保全区域指定後の海岸や背後地の状況変化に対応した区域の見直しを行うよう、都道府県に対し技術的助言を行うこと。 (農林水産省及び国土交通省)</p> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事は、海岸を防護するため海岸保全施設の設置、その他一定の行為を制限又は禁止する必要があると認めるときは、海岸法に基づき、防護すべき海岸に係る一定の区域を海岸保全区域として指定(海岸法第3条)。 ○ 指定に伴い一定の行為制限が課せられることとなるが、指定後において海岸の状況変化に伴い区域の位置又は範囲を現行のままとしておく必要性が乏しくなったにもかかわらず、指定の変更が行われていない例あり(6県7海岸保全区域)。このため、指定の見直しが行われていれば不要となった行為制限許可の申請が行われているものあり。 	<div data-bbox="1489 215 2049 311" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>→：「回答」時に確認した改善措置状況 ⇒：「その後の回答」時に確認した改善措置状況</p> </div> <p>【農林水産省】</p> <p>→○ 海岸保全区域については、海岸保全区域指定後の海岸や背後地の状況変化に対応した区域の見直しが行われるよう、農村振興局は「海岸の保全・利用に関する行政評価・監視の結果について」(平成14年12月3日付け14農振第1760号農村振興局防災課長通知。以下「14年防災課長通知」という。)に基づき地方農政局等を通じ都道府県に対し、水産庁は「海岸の保全・利用に関する行政評価・監視の結果について」(14年12月5日付け14水漁第2020号水産庁防災漁村課長通知。以下「14年防災漁村課長通知」という。)に基づき都道府県に対し技術的助言を実施。</p> <p>また、農村振興局では地方農政局防災課長等会議(以下「防災課長等会議」という。毎年度開催し、平成15年は1月27日開催。)において地方農政局等を指導し、水産庁では漁港漁場関係担当課長会議(以下「漁港漁場関係担当課長会議」という。毎年度開催し、15年は1月29日開催。)において都道府県に対し技術的助言を行い、今回の通知で指摘があった当該事例の是正及び再発防止、類似事例の発生防止に努めているところ。</p> <p>指摘事例の改善措置状況については、現在照会中であり、平成15年末までに確認を行う予定。</p> <p>⇒○ 海岸保全区域については、海岸保全区域指定後の海岸や後背地の状況変化に対応した区域の見直しが適切に行われるよう、農村振興局は、防災課長等会議において都道府県に対する技術的助言の実施について地方農政局等に指示するとともに、水産庁は、漁港等関係課長会議において都道府県に対し技術的助言を実施。</p> <p>また、今回指摘を受けた事例については、農村振興局は「海岸の保全・利用に関する行政評価・監視の結果について」(平成15年10月21日付け15農振</p>

主 な 通 知 事 項	関係省が講じた改善措置状況
	<p>第1674号農村振興局防災課長通知。以下「15年防災課長通知」という。)に基づき地方農政局を通じ都道府県に対し、水産庁は「海岸の保全・利用に関する行政評価・監視の結果について」(平成15年10月27日付け15水港第2241号水産庁防災漁村課長通知。以下「15年防災漁村課長通知」という。)に基づき都道府県に対し、それぞれ改善状況について報告を依頼。</p> <p>その結果、指摘を受けた3件のうち、水産庁所管の2件については、平成16年10月までに改善済みとなっており、農村振興局所管の1件については、引き続き改善に向けて都道府県の関係部局間において調整中(平成20年度中に改善の見込み。)</p> <p>今後とも、海岸保全区域の指定等の的確化については、海岸保全区域指定後の海岸や背後地の状況変化に対応した区域の見直しが適切に行われるよう、会議等を通じて都道府県に技術的助言を実施していく。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>→○ 海岸保全区域については、海岸保全区域指定後の海岸や背後地の状況変化に対応した区域の見直しが適切に行われるよう、「「海岸の保全・利用に関する行政評価・監視の結果報告書」における指摘事項に対する改善措置等の回答について」(平成14年12月6日付け国河海第47号、国港海第414号河川局砂防部保全課海岸室長、港湾局海岸・防災課長連名通知。以下「海岸担当課長等通知その1」という。)及び「「海岸の保全・利用に関する行政評価・監視の結果報告書」について」(14年12月6日付け国河海第47号、国港海第414号河川局砂防部保全課海岸室長、港湾局海岸・防災課長連名通知。以下「海岸担当課長等通知その2」という。)を發出し、個別事例の指摘があった都道府県に対しては、海岸担当課長等通知その1で、①改善措置を講じた上報告すること、②再発防止について万全の措置を執ること、について技術的助言を実施。指摘のなかった都道府県に対しては、海岸担当課長等通知その2で、類似事例の発生防止について万全の措置を執るよう技術的助言を実施。</p>

主 な 通 知 事 項	関係省が講じた改善措置状況
	<p>また、河川局では平成15年2月3日開催の全国河川・砂防等主管課長会議（以下「河川等課長会議」という。）において、都道府県に対し「海岸の保全・利用に関する行政評価・監視の結果に基づく通知」（14年12月2日付け総評総第246号総務省行政評価局長通知。以下「総務省通知」という。）の趣旨について技術的助言を実施。</p> <p>港湾局では毎年度開催している海域環境・海岸課長等会議（平成15年は2月6日開催。以下「海岸課長等会議」という。）において、地方整備局等に対し総務省通知の趣旨について周知。</p> <p>その結果、河川局所管では、3件の指摘事例については、1件が改善済み、2件は改善に向けて関係機関と調整中。港湾局所管では、2件の指摘事例は、すべて改善済み。</p> <p>⇒○ 海岸保全区域については、海岸保全区域指定後の海岸や背後地の状況変化に対応した区域の見直しが適切に行われるよう、河川局では、社団法人全国海岸協会主催の海岸実務講習会（以下「海岸実務講習会」という。平成15年度開催）及び国土交通省国土交通大学校が実施する海岸研修（以下「海岸研修」という。平成16、17年度実施）において、都道府県が類似事例の発生防止に万全の措置を執るよう都道府県の海岸行政を担当する職員に対し技術的助言を実施。</p> <p>河川局所管で前回の回答で調整中であった2件の指摘事例は、引き続き改善に向け、関係機関と調整中。</p> <p>港湾局では、毎年度開催している海岸課長等会議及び港湾関係補助事業審査担当者会議（以下「補助事業担当者会議」という。）において、地方整備局等を通じて都道府県等が類似事例の発生防止に万全の措置を執るよう周知徹底を実施。</p> <p>さらに、毎年度開催されている社団法人日本港湾協会主催の港湾行政研究会（以下「港湾行政研究会」という。）において、都道府県が類似事例の発生防止に万全の措置を執るよう都道府県の海岸行政を担当する職員に対し</p>

主 な 通 知 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>② 海岸保全区域台帳の正確かつ迅速な調製を行うよう、海岸管理者に対し、より一層の周知徹底を図ること。(農林水産省及び国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定された海岸保全区域を適正に管理するため、海岸管理者（都道府県知事、市町村長等）は、海岸保全区域台帳（帳簿及び図面で構成）を調製・保管。海岸保全区域台帳は、海岸保全区域及び海岸保全施設等の現況を把握し得る唯一のものとして海岸保全区域の管理上不可欠（海岸法第24条）。 ○ 海岸保全区域台帳が未作成又は調製が不十分な例あり（13都道府県271海岸保全区域）。 	<p>技術的助言を実施。 今後とも、海岸保全区域については、海岸保全区域指定後の海岸や背後地の状況変化に対応した区域の見直しが適切に行われるよう、会議等を通じて技術的助言等を実施していく。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>→○ 海岸保全区域台帳の調製に当たっては、正確かつ迅速な調製が行われるよう、農村振興局は14年防災課長通知、水産庁は14年防災漁村課長通知に基づき、都道府県に対し周知。</p> <p>また、その旨を農村振興局では防災課長等会議において地方農政局等に指導し、水産庁では漁港漁場関係担当課長会議において都道府県に対し周知。</p> <p>指摘事例の改善措置状況については、現在照会中であり、平成15年末までに確認を行う予定。</p> <p>⇒○ 海岸保全区域台帳の調製に当たっては、正確かつ迅速な調製が行われるよう、農村振興局は、防災課長等会議において都道府県に対する技術的助言の実施について地方農政局等に指示するとともに、水産庁は、漁港等関係課長会議において都道府県に対し技術的助言を実施。</p> <p>今回指摘を受けた事例については、農村振興局は15年防災課長通知、水産庁は15年防災漁村課長通知に基づき、改善状況について報告を依頼。</p> <p>その結果、農村振興局所管の64件の指摘事例については平成19年3月までに、水産庁所管の27件の指摘事例については平成16年10月までに、それぞれ、すべて改善済み。</p> <p>今後とも、海岸保全区域台帳の調製については、正確かつ迅速に行われるよう会議等を通じて海岸管理者に対して技術的助言を実施していく。</p>

主 な 通 知 事 項	関係省が講じた改善措置状況
	<p>【国土交通省】</p> <p>→○ 海岸保全区域台帳の調製に当たっては、正確かつ迅速な調製を行うよう、個別事例の指摘があった都道府県等に対しては、海岸担当課長等通知その1により、①改善措置を講じた上報告すること、②再発防止について万全の措置を執ること、について技術的助言を実施。指摘のなかった都道府県等に対しては、海岸担当課長等通知その2により、類似事例の発生防止について万全の措置を執るよう技術的助言を実施。</p> <p>また、河川局では河川等課長会議において、都道府県に対し総務省通知の趣旨について技術的助言を実施。</p> <p>港湾局では海岸課長等会議において、地方整備局等に対し総務省通知の趣旨について周知。</p> <p>その結果、河川局所管では、120件の指摘事例については、81件が改善済み、39件については改善を図るべく調整中。</p> <p>港湾局所管では、60件の指摘事例は、すべて改善済み。</p> <p>⇒○ 海岸保全区域台帳の調製に当たっては、正確かつ迅速な調製を行うよう、河川局では、海岸実務講習会及び海岸研修において、都道府県が類似事例の発生防止に万全の措置を執るよう都道府県の海岸行政を担当する職員に対し技術的助言を実施。</p> <p>その結果、河川局所管では、前回の回答で調整中であった39件の指摘事例については、平成17年12月までに35件が改善済み。残り4件については、海岸保全台帳の全面的な修正作業に着手しており、順次改善を図るべく調整中。</p> <p>港湾局では、毎年度、補助事業担当者会議及び港湾行政研究会において、都道府県等が類似事例の発生防止に万全の措置を執るよう地方整備局に周知徹底するとともに、都道府県等の海岸行政を担当する職員に対し技術的助言を実施。</p> <p>今後とも、海岸保全区域台帳の正確かつ迅速な調製を行うよう、会議等を</p>

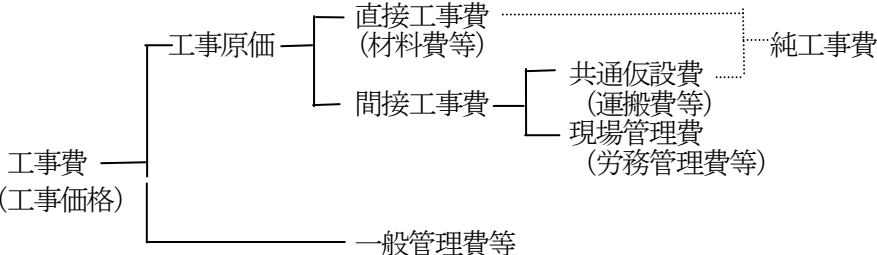
主 な 通 知 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>(2) 直轄工事区域に係る管理の的確化</p> <p>直轄工事区域に係る管理の的確化を図る観点から、以下の措置を講じる必要がある。</p> <p>① 不法占用を排除するために、工事事務所等における巡視を的確に実施すること。 (国土交通省)</p> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設が国土の保全上特に重要なものと認められるときは、海岸所管省庁の主務大臣は、あらかじめ当該海岸管理者の意見をきいた上で海岸管理者に代わり工事を施工（以下これを「直轄事業」という。また、直轄事業の実施区域を「直轄工事区域」という。）（海岸法第6条）。 <p>○ 直轄工事区域の巡視を的確に実施していないため、無許可で工作物が設置されている等不法占用などの例あり（5直轄工事区域27件）。</p>	<p>通じて技術的助言を実施していく。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>→○ 直轄工事区域における不法占用を排除するため、工事事務所等における巡視を的確に実施するよう、個別事例の指摘があった地方整備局等に対しては、海岸担当課長等通知その1により、①改善措置を講じた上報告すること、②再発防止について万全の措置を執ること、について指導。指摘のなかった地方整備局等に対しては、海岸担当課長等通知その2により、類似事例の発生防止について万全の措置を執るよう周知徹底。また、河川局では河川部長等会議、港湾局では海岸課長等会議において、地方整備局等に対し総務省通知の趣旨について周知。</p> <p>その結果、河川局では、21件の指摘事例については、19件が改善済み、2件については、改善に向けて調整中。</p> <p>港湾局では、6件の指摘事例は、すべて改善済み。</p> <p>⇒○ 直轄工事区域における不法占用を排除するため、工事事務所等における巡視を的確に実施するよう、河川局では、海岸実務講習会及び海岸研修において、類似事例の発生防止に万全の措置を執るよう地方整備局等の海岸行政を担当する職員に周知徹底。</p> <p>その結果、調整を行っていた河川局所管の2件の指摘事例について、1件は平成16年8月に改善済みであり、残る1件については、引き続き改善に向けた調整を行っているところ。</p> <p>港湾局では、海岸課長等会議において、地方整備局等が類似事例の発生防止に万全の措置を執るよう周知徹底。</p> <p>今後とも、直轄工事区域における不法占用を排除するため、工事事務所等における巡視を的確に実施するよう、地方整備局等に対し指導を実施していく。</p>

主 な 通 知 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>② 緊急時において浸水防護施設の機能を十全に発揮させるため、工事事務所等における施設の巡視及び点検・調査を的確に実施するとともに、浸水防護施設の操作管理者を特定すること。（農林水産省及び国土交通省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸保全区域内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて当該海岸保全施設を占用しようとする者、土石の採取、土地の掘削、盛土、切土等の制限行為を行おうとする者は海岸管理者の許可が必要。直轄工事区域においては、主務大臣が、海岸管理者の海岸保全区域内の占用行為及び制限行為の許可を代行するとともに禁止行為に対する監督処分等の権限行為を代行（海岸法第6～8条）。 ○ 直轄工事区域の護岸、陸こう等の浸水防護施設の中には、緊急時に閉鎖する陸こうに閉塞板がないもの、陸こうの閉塞板のレール上に石・砂等が堆積しており閉塞に支障が生じているもの、施設の操作管理者が特定されておらず緊急時に適切な対応がとれるか懸念されるものあり（2直轄工事区域8件）。 	<p>【農林水産省】</p> <p>→○ 施設の巡視及び点検・調査を的確に実施するよう、14年防災課長通知及び防災課長等会議により地方農政局等に対し指示。 なお、今回の通知で指摘があった浸水防護施設については、操作管理者を特定済み。</p> <p>⇒○ 直轄海岸事業所における施設の巡視、点検・調査の的確な実施については、今後とも、会議等を通じて地方農政局等に対して指導していく。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>→○ 浸水防護施設については、その機能を十全に発揮させるため、工事事務所等における施設の巡視及び点検・調査を的確に実施するとともに、浸水防護施設の操作管理者を特定するよう、個別事例の指摘があった地方整備局に対しては、海岸担当課長等通知その1により、①改善措置を講じた上報告すること、②再発防止について万全の措置を執ること、について指導。指摘のなかった地方整備局等に対しては、海岸担当課長等通知その2により、類似事例の発生防止について万全の措置を執るよう周知徹底。 また、河川局では河川部長等会議、港湾局では海岸課長等会議において、地方整備局等に対し総務省通知の趣旨について周知。 その結果、河川局では、3件の指摘事例は、すべて改善済み。</p> <p>⇒○ 浸水防護施設については、その機能を十全に発揮させるため、河川局では、海岸実務講習会及び海岸研修において、類似事例の発生防止に万全の措置を執るよう地方整備局等の海岸行政を担当する職員に周知徹底。 港湾局では、毎年度、海岸課長等会議において、地方整備局等が類似事例の発生防止に万全の措置を執るよう周知徹底。 今後とも、浸水防護施設については、その機能を十全に発揮させるため、</p>

主 な 通 知 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>2 海岸事業の効果的・効率的実施</p> <p>海岸事業の効果的・効率的な実施を確保し、一連としての海岸保全施設の防護効果を発現させる観点から、以下の措置を講じる必要がある。</p> <p>① 直轄事業の実施に当たっては、計画的な整備に努めること。 (国土交通省)</p> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設の新設又は改良に関する工事は、海岸管理者が行うこととされているが、あらかじめ主務大臣の承認を受けた場合は、国庫補助事業により工事を施工（海岸法第27条）。 海岸所管省庁の主務大臣は、工事の規模が著しく大きい場合等には、海岸管理者に代わり直轄事業として施工（海岸法第6条）。 <p>○ 直轄事業の中には、整備が計画的に行われていないため、護岸に不連続箇所が生じており、一連としての海岸保全施設の防護効果が発現していない例あり（1事例）。</p>	<p>工事事務所等における施設の巡視及び点検・調査を的確に実施するとともに、浸水防護施設の操作管理者を特定するよう、地方整備局等に対し指導していく。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>→○ 直轄事業の実施に当たっては、計画的な整備に努めるよう、個別事例の指摘があった地方整備局に対しては、海岸担当課長等通知その1により、①改善措置を講じた上報告すること、②再発防止について万全の措置を執ること、について指導。指摘のなかった地方整備局等に対しては、海岸担当課長等通知その2により、類似事例の発生防止に万全の措置を執るよう周知徹底。</p> <p>また、河川局では河川部長等会議、港湾局では海岸課長等会議において、地方整備局等に対し総務省通知の趣旨について周知。</p> <p>その結果、河川局では、1件の指摘事例について、改善に向けて調査を進めているところ。</p> <p>⇒○ 直轄事業の実施に当たっては、計画的な整備に努めるよう、河川局では、海岸実務講習会及び海岸研修において、類似事例の発生防止に万全の措置を執るよう地方整備局等の海岸行政を担当する職員に周知徹底。</p> <p>河川局所管の指摘事例1件については、平成19年10月に改善済み。</p> <p>港湾局では、毎年度、海岸課長等会議において、地方整備局等が類似事例の発生防止に万全の措置を執るよう周知徹底。</p> <p>今後とも、直轄事業の実施に当たっては、計画的な整備に努めるよう、会議等により周知徹底していく。</p>

主 な 通 知 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="170 245 1097 368">② 補助事業の実施に当たっては、都道府県の海岸所管部局間における協議・調整を十分に行うよう、都道府県に対し技術的助言を行うこと。 (農林水産省及び国土交通省)</p> <p data-bbox="170 379 1097 539">○ 補助事業の中には、都道県において所管部局の異なる連続した海岸について、所管部局間の調整が図られていないため、所管部局によって海岸保全施設が整備されているものと整備されていないものがみられ、一連としての海岸保全施設の防護効果が発現していない例あり(3事例)。</p>	<p data-bbox="1144 245 1305 277">【農林水産省】</p> <p data-bbox="1133 292 2085 408">→○ 補助事業の実施に当たっては、都道府県の海岸所管部局間における協議・調整を十分に行うよう、農村振興局は防災課長通知、水産庁は防災漁村課長通知に基づき、都道府県に対し技術的助言を実施。</p> <p data-bbox="1184 422 2085 539">また、その旨を農村振興局では防災課長等会議において地方農政局等に指導し、水産庁では漁港漁場関係担当課長会議において都道府県に対し技術的助言を実施。</p> <p data-bbox="1184 553 2085 627">指摘事例の改善措置状況については、現在照会中であり、平成15年末までに確認を行う予定。</p> <p data-bbox="1133 679 2085 839">⇒○ 補助事業の実施に当たっては、都道府県の海岸所管部局間における協議・調整を十分に行うよう、農村振興局は、防災課長等会議において都道府県に対する技術的助言の実施について地方農政局等に指示するとともに、水産庁は、漁港等関係課長会議において都道府県に対し技術的助言を実施。</p> <p data-bbox="1184 853 2085 970">今回指摘を受けた事例については、農村振興局は15年防災課長通知、水産庁は15年防災漁村課長通知に基づき、都道府県に対し、改善状況について報告を依頼。</p> <p data-bbox="1184 984 2085 1101">その結果、農村振興局所管の指摘事例1件については、引き続き改善に向けて都道府県の海岸所管部局間において調整中。また、水産庁所管の2件の指摘事例については、平成16年7月までにすべて調整済み。</p> <p data-bbox="1184 1115 2085 1232">今後とも、補助事業の実施に当たっては、都道府県の海岸所管部局間における協議・調整を十分に行うよう、会議等により都道府県に対して技術的助言を実施していく。</p> <p data-bbox="1144 1284 1305 1316">【国土交通省】</p> <p data-bbox="1133 1331 2085 1406">→○ 補助事業の実施に当たっては、都道府県等の海岸所管部局間における協議・調整を十分に行うよう、個別事例の指摘があった都道府県に対しては、</p>

主 な 通 知 事 項	関係省が講じた改善措置状況
	<p>海岸担当課長等通知その1により、①改善措置を講じた上報告すること、②再発防止について万全の措置を執ること、について技術的助言を実施。指摘のなかった都道府県等に対しては、海岸担当課長等通知その2により、類似事例の発生防止に万全の措置を執るよう技術的助言を実施。</p> <p>また、河川局では河川等課長会議において、都道府県に対し総務省通知の趣旨について技術的助言を実施。</p> <p>港湾局では海岸課長等会議において、地方整備局等に対し総務省通知の趣旨について周知。</p> <p>なお、3件の指摘事例については、改善に向けて県の海岸所管部局間において調整を行っているところ。</p> <p>⇒○ 補助事業の実施に当たっては、都道府県等の海岸所管部局間における協議・調整を十分に行うよう、河川局では、海岸実務講習会及び海岸研修において、都道府県が類似事例の発生防止に万全の措置を執るよう都道府県の海岸行政を担当する職員に対し技術的助言を実施。</p> <p>港湾局では、毎年度、補助事業担当者会議及び港湾行政研究会において、海岸管理者が類似事例の発生防止に万全の措置を執るよう地方整備局等及び都道府県等の海岸行政を担当する職員に対し技術的助言を実施。</p> <p>その結果、河川局所管で調整を行っていた2件の指摘事例について、1件は平成16年7月に改善済みであり、残る1件については、引き続き改善に向けて、県の海岸所管部局間において調整を行っているところ。</p> <p>また、港湾局所管で調整を行っていた1件の指摘事例については、平成15年1月に調整済み。</p> <p>今後とも、補助事業の実施に当たっては、都道府県等の海岸所管部局間における協議・調整を十分に行うよう、会議等により技術的助言を実施していく。</p>

主 な 通 知 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>3 海岸保全施設整備に係る積算基準の統一化</p> <p>海岸保全施設整備に係る工事費積算の合理化を推進する観点から、共通仮設費率及び現場管理費率について、関係省庁で構成する公共土木工事積算連絡調整会議等の場を活用するなどして、統一化について検討する必要がある。(農林水産省及び国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設整備に係る工事費は、直接工事費、間接工事費（共通仮設費及び現場管理費）及び一般管理費等で構成。  <ul style="list-style-type: none"> 共通仮設費は、直接工事費等に一定率（共通仮設費率）を乗じるなどして算出。 現場管理費は、純工事費（直接工事費＋共通仮設費）に一定率（現場管理費率）を乗じて算出。 一般管理費等は、工事原価（直接工事費＋間接工事費）に一定率（一般管理費等率）を乗じて算出。 <p>○ 一般管理費等率については、海岸所管省庁すべてが共通の率を用いているのに対し、共通仮設費率及び現場管理費率については、農林水産省農村振興局は工種の特性及び工事内容を踏まえ独自の基準を設定しており、農林水産省水産庁及び国土交通省（河川局及び港湾局）とは異なった率を適用。</p> <p>このため、それぞれの率により共通仮設費及び現場管理費を試算すると、農林水産省（農村振興局）所管の工事に係る工事費における共通仮設費は他の海岸所管省庁に比し低額となる一方、現場管理費は高額。</p> <p>○ 「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」（平成12年9月1日公共</p>	<p>【農林水産省及び国土交通省】</p> <p>⇒○ 直轄海岸保全施設整備事業の工事費積算に係る共通仮設費率及び現場管理費率については、工事費積算の合理化を推進する観点から、これまでも公共土木工事積算連絡調整会議等の場を活用するなどして両経費の計上費目、計上の仕方などを統一してきており、平成14年度からは農林水産省（農村振興局）において、海岸保全施設整備に係る共通仮設費率、現場管理費率の統一化の検討に関する実態調査を開始したところであり、この実態調査結果を踏まえ引き続き率の統一化について検討していく。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>⇒○ 直轄海岸保全施設整備事業の工事費積算に係る共通仮設費率及び現場管理費率については、工事費積算の合理化を推進する観点から、これまでも公共土木工事積算連絡調整会議等の場を活用するなどして両経費の計上費目、計上の仕方などを統一してきており、平成14年度から農林水産省（農村振興局）で実施した海岸保全施設整備に係る共通仮設費率、現場管理費率の統一化の検討に関する実態調査を踏まえ、検討の結果、平成16年度から率の統一化を実施。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>⇒○ 直轄工事における海岸保全施設整備事業の工事費積算に係る共通仮設費率及び現場管理費率については、これまでも工事費積算の合理化を推進する観点から、公共土木工事積算連絡調整会議等の場を活用するなどして、諸経費の計上費目等を統一してきており、平成14年度から農林水産省で実施した実態調査結果を踏まえ、検討の結果、平成16年度から率の統一化を実施。</p>

主 な 通 知 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>工事コスト削減対策関係閣僚会議策定)において、積算の合理化について「公共工事担当省庁等間の連携を深め、積算基準等の統一、明確化、公開、機動性の向上をさらに図る」こととされているなど、海岸保全施設整備に係る積算基準については、統一化の推進が課題。</p>	